

## 認知症対応型通所介護及び

### 介護予防認知症対応型通所介護運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人星陵会が開設する柏木すこやかデイサービス（以下「事業所」という）が行う認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、主治医にその必要性を認められた要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 柏木すこやかデイサービス
  - (2) 所在地 宮城県仙台市青葉区柏木1丁目6-23
- (従業者の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 2名以上
- (3) 機能訓練指導員 1名以上
- (4) 介護職員、看護職員 3名以上

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする

- (1) 管理者は、職員を指導監督し、認知症対応型通所介護事業に係わる業務管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、相談窓口となり、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助を行います
- (3) 機能訓練指導員は、認知症対応型通所介護計画書を作成するとともに個別機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (4) 介護職員、看護職員は、利用者の認知症対応型通所介護計画書に基づく介護、看護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用定員)

第7条 利用者の定員は12名とする。

(事業の内容)

第8条 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）は、生活相談員、機能訓練指導員、その他専ら認知症対応型通所介護の提供に当たる従業者によって作成される認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画に基づいたサービスを提供する。

二 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画に基づき、機能訓練を実施する。

三 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画に基づき、入浴介助を実施する。

四 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画に基づき、食事を提供する。

五 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

(利用料等)

第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

二 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

(1) 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用

(2) 昼食費

(3) 昼食費キャンセル料（利用日当日8時15分までに連絡がない場合）

(4) 軽食（朝食）

(5) おむつ代

(6) 教養娯楽費・作品材料費

(7) 催事参加費

(8) パーミロール（防水テープ）

(9) 不織布マスク

(10) お風呂セット（入浴タオル類）

三 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

四 上記利用料に関しての具体的な額は、別途「利用料金表」を提示する。この金額は、物価の上昇、法改正等により新たな金額の設定や変更の場合がある。ただし、その場合は利用者に説明をするものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、仙台市青葉区 山手町、荒巻中央、荒巻本沢、荒巻神明町、葉山町、貝ヶ森、国見、八幡（1～4丁目）、角五郎、春日町、大町、立町、木町通、木町、二日町、昭和町、支倉町、上杉、錦町、堤町、あけぼの町、水の森、宮町、小田原、梅田町、通町、新坂町、北山、柏木、広瀬町、三条町、子平町、星陵町、台原（1丁目）、隣接する地域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、事業者の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合等には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。

2 利用者は、機能訓練を行う場合、機能訓練指導員の指示により行うものとする。

3 利用者は事業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはならない。

4 事業者は利用者の心身状況などにより、特段の配慮が必要な場合には、利用者とその家族により、施設、設備の利用方法を決定するものとする。

(緊急時の対応方法)

第12条 事業者は、サービスを実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火責任者を選任する。

3 防火責任者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火責任者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に年2回は避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等、以下の措置を講じる。

二「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を定期的に開催する。

三 委員会において検討して得られた結果(体制、再発防止策等)を従業者に周知徹底を図る。

四「虐待の防止のための指針」の整備

五 虐待防止のための研修の実施(年2回以上及び新規採用時)

六 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

四 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人星陵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

改 定

平成28年 5月1日 人員数

令和 元年 7月1日 営業日変更

令和 3年 7月1日 食費変更

令和 4年11月1日 第5、第8条修正、第9条(6)(7)追加、  
第10条変更、第14条追加

令和 5年 4月1日 第9条(2)変更、(3)(4)(10)追加、

令和 5年11月1日 営業日変更

令和 6年 6月8日 営業日変更

令和 8年 4月1日 第10条 通常の事業の実施地域

## 料 金 表

	金 額
送迎費（区域を越えた場合1kmあたり）内税	300円
昼食費	680円
昼食費キャンセル料 （利用当日8時15分まで連絡がない場合）	340円
軽食（朝食）	330円
おむつ代（尿とりパット）1枚	50円
おむつ代（はくパンツ）1枚	150円
おむつ代（はくパンツ長時間）1枚	200円
紙おむつ代 1枚	200円
教養娯楽費・作品材料費（希望時）	実費
催事参加費（参加希望時）	実費
パーミロール（防水テープ）1cm	30円
不織布マスク 1枚	20円
お風呂セット（入浴タオル類）	300円